

報道資料

令和5年5月8日(月)

福祉医療部 医療政策局 疾病対策課 担当:岩井田・市川
 報道機関専用電話:0742-27-8722(ダイヤルイン)内線:3132、3220
 一般相談電話:0742-27-8561
 福祉医療部 医療政策局 地域医療連携課 担当:芦原・馬場
 電話:0742-27-8935(ダイヤルイン)内線:3109、3110
 総務部知事公室 防災統括室 担当:伊藤・川本
 電話:0742-27-7006(ダイヤルイン)内線:2270、2285

新型コロナウイルス感染者の状況について

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日(月)から感染症法上の位置づけが変わり、季節性インフルエンザと同等の取扱いとなります。

それに伴い、全数把握から定点把握となりますので、日々の報道発表は5月8日(5月7日発生分)で終了します。

5月8日以降は「奈良県感染症情報」(県感染症情報センター発行)により毎週金曜日(初回公表5月19日)に県ホームページで公表します。 公表先:<https://www.pref.nara.jp/27886.htm>

なお、5月8日から入院に関しては、医療機関間の調整となるため、入院病床及び宿泊療養等の状況の報道発表についても、5月7日で終了しました。5月8日以降は、厚生労働省ホームページにより1回/週公表されます。

公表先:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00023.html

奈良県において、新型コロナウイルス感染症の感染者104例及び死亡者1例が確認されました。

1)新規感染者数等の状況(午前0時時点)

	新規感染者数			累計
		うち重症	うち中等症	
人数(例)	104	0	0	349,285

年代別の総数(例)	0歳	1～4歳	5～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳
発生届の対象となる方＋発生届の対象とならない方(※1)	0	5	2	10	15	20	16
市販の検査キットを用いた自己検査登録者数(※2)	0	0	0	0	1	0	2
計	0	5	2	10	16	20	18

年代別の総数(例)	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	不明	計
発生届の対象となる方＋発生届の対象とならない方(※1)	15	4	3	7	2	2	0	101
市販の検査キットを用いた自己検査登録者数(※2)	0	0	0	0	0	0	0	3
計	15	4	3	7	2	2	0	104

(※1) 医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断された者の総数

(※2) 自己検査等で陽性となり、新型コロナ自宅療養者フォローアップセンターにおいて陽性者として登録された者の総数

	死亡者数	累計(※)
人数(例)	1	881

(※)直接の死因が新型コロナウイルス感染症と認められなかった418例を含みます

死亡者の概要	年代	性別	直接の死因
1	80代	男性	コロナ

新型コロナウイルス感染症は 令和5年5月8日(月)から感染症法上の位置づけが変わります。

季節性インフルエンザと同等の扱いとなり、5月8日以降外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられます。

ただし、発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、**発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えることが推奨**されています。

また発症後10日間が経過するまでは、他人に感染させるリスクがあることから、**不織布マスクの着用やハイリスク者との接触は控えることが推奨**されています。

通勤や通学などについては、上記をふまえて各職場や学校などにご相談ください。

詳細はこちら



また、発熱や咳など新型コロナウイルス感染症疑いのある方はまずはかかりつけ医などの近隣の医療機関等にご相談ください。

なお、下記の相談窓口は、5月8日(月)以降も引き続きご利用いただけます。

■ 新型コロナ発熱患者相談窓口(奈良市居住の方除く)

相談窓口	電話番号	F A X 番号	対応時間
奈良県	0742-27-1132	0742-27-8565	平日・土日祝 24時間

■ 奈良市新型コロナ健康相談窓口(奈良市居住の方)

相談窓口	電話番号	F A X 番号	対応時間
奈良市保健所	0742-95-5888	0742-34-2486	平日・土日祝 24時間

－ 不当な差別や偏見をなくしましょう －

新型コロナウイルスに感染された方々、濃厚接触者、医療従事者等やその家族、その属する施設・機関に対する不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷など、人権を侵害する事象が見受けられます。

いかなる場合でも、不当な差別、偏見、いじめ等は決して許されるものではありません。

県民のみなさまには、新型コロナウイルス感染症に関連する憶測、デマ、不確かな情報に惑わされず、人権侵害につながることをないよう、行政機関の提供する正確な情報に基づき、冷静に行動していただきますようお願いいたします。

基本的な感染防止策

新型コロナウイルスの特徴を踏まえた自主的な感染対策を心がけましょう。

「**換気、消毒、距離、必要な場面でのマスク着用**」が、
3つの感染経路（エアロゾル、飛沫、接触）の遮断に有効です

「マスクの着用」の考え方については、国の基本的対処方針が変更され、3月13日より、個人の主体的な選択を尊重し、着用は基本的に個人の判断に委ねることとされました。

マスクの着用が効果的とされる場面

- 医療機関受診時、高齢者など重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへの訪問時
- 通勤ラッシュ時など混雑した電車やバスへの乗車時 など

※事業者が、感染対策上または事業上の理由でマスク着用を求める場合があります。